

代理行為目録（保佐・補助用）（※必要な項目にレ（チェック）してください。）

1 財産管理関係

(1) 不動産関係

- ①本人の不動産に関する取引（売却 担保権設定 賃貸 _____）
- ②他人の不動産に関する取引（購入 借地 借家）契約の締結・変更及び解除
- ③住居等の新築・増改築・修繕・解体に関する契約の締結・変更・及び解除

(2) 預貯金等金融機関関係

- ①預貯金の管理（口座の開設・変更・解約・振込依頼・払戻し）
- ②金融機関とのその他の取引（上記預貯金の管理以外）

(3) その他

- ①定期的な収入の受領（賃料・年金等）及びこれに関する諸手続
- ②定期的な支出を要する費用（賃料・公共料金・ローン返済金等）の支払及びこれに関する諸手続
- ③保険契約の締結・変更・解除、保険金の請求及び受領
- ④情報通信（携帯電話・インターネット等）に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- ⑤債務の弁済及びその処理

2 相続関係

- ①遺産分割等の遺産相続及びこれに付随する一切の事項
- ②相続の承認・放棄
- ③贈与若しくは遺贈の拒絶又は負担付の贈与若しくは遺贈
- ④遺留分減殺の請求

補助人に代理権を求める行為にチェックしてください。

(注意)

補助人に代理権を与える必要があるかどうかを審理して、必要な範囲で認められます。

3 身上監護関係

- ①介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- ②介護保険・要介護認定・健康保険などの各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ③福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームへの入所契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- ④医療契約及び病院への入退院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払

4 登記・税金・訴訟等

- ①税金の申告・納付・更正・還付及びこれらに関する諸手続
- ②住民票・戸籍謄抄本・登記事項証明書等の行政機関の発行する証明書の申請
- ③不動産又は自動車に関する登記・登録、住民登録（転入・転出・転居・世帯変更等）の申請
- ④マイナンバー関連書類の受領
- ⑤本人に帰属する財産に関して生ずる紛争についての訴訟行為及び民法55条2項の行為
※保佐人又は補助人が当該訴訟行為について訴訟代理人となる資格を有する者であるときのみ付与することができる。
- ⑥訴訟代理人となる資格を有する者に対して訴訟を委任すること及び民法55条2項の特別授權事項について授權すること

5 その他

- _____
- 以上の各事項の処理に必要な費用の支払
- 以上の各事項に関連する一切の事項

本人以外の方が申し立てる場合は、2か所にチェックしてください。

本人以外の方が申し立てる場合は、本人の署名・押印が必要になります。

※以下は、本人以外の方が申し立てた場合に、本人に記載、押印をもらってください。

- 私に関し、補助開始の審判をすることに同意します。（補助開始の申し立ての場合のみ）
- 私に関し、上記代理行為目録記載の行為について、【保佐人、補助人】に代理権を付与する旨の審判をすることに同意します。

本人氏名（自署） 裁判所 花子 印